

## 県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 公益財団法人福島県産業振興センター（以下「センター」という。）は、県外在住のプロフェッショナル人材（以下「プロ人材」という。）を副業・兼業形態で活用した県内中小企業等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより、当該人材の移動に係る経費の一部について、予算の範囲内で助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 県外副業・兼業プロ人材とは、新たな商品開発・サービス開発、その販路の開拓や個々の製品・サービスの生産性向上等、具体的なプロジェクトや業務を通して企業の成長戦略の実現に不可欠な人材であって、県外在住者で、福島県プロフェッショナル人材戦略拠点（以下「プロ人材拠点」という。）とパートナーシップ協定を締結している大企業又はプロ人材拠点に登録しているプロ人材紹介会社の連携による仲介によって県内企業へ副業・兼業形態で業務に従事する者をいう。
- (2) 受入企業とは、福島県内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有し、センターが実施するプロ人材事業を活用して、県外副業・兼業プロ人材を活用した中小企業等をいう。
- (3) 中小企業等とは、別表に記載している者をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第1項第2号に定める受入企業であること。
- (2) 以下の全てを満たすもの。
  - ア 雇用保険適用事業所の事業者であること。
  - イ 厚生労働省及び福島県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本助成金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。また、助成金の交付申請を行った日から助成金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。
  - ウ 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
  - エ 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
  - オ 性風俗関連営業、接客を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
  - カ 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。
  - キ 破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされていない事業者であること。
  - ク 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県並びにセンターが行う検査に協力する事業者であること。
- 2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は助成対象としない。
  - (1) 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号。以下暴力団、暴力団員等その他の用語については、同条例において使用する用語に同じ。）第22条及び第23条の規定に違反した事実がある者

- (2) 役員等（代表取締役及び一般役員であつて経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団員等に該当する者
- (3) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員等がその経営又はその運営に実質的に関与している者
- (5) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用していると認められる者
- (6) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- (7) (1) から (6) に掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、県内の中小企業者等が県外副業・兼業プロ人材を、プロ人材拠点を通して新たに確保したもので、当該プロ人材が受け入れる県内の中小企業等の所在場所等を実際に訪れて業務に従事する場合に、当該中小企業等が負担する交通費及び宿泊費（以下「交通費等」という。）に対して助成する事業で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) プロ人材が県外に居住していること。
- (2) 助成金の交付申請を行う日の前日から過去3年間に雇用関係、出向、派遣、又は請負により就労したことがある者でないこと。
- (3) 資本関係を有する事業者で雇用されている者でないこと。
- (4) 県内に主たる事業所等を有する事業所等で雇用されている者でないこと。
- (5) 県内の事業所等において雇用されている者でないこと。
- (6) 新規学卒者でないこと。
- (7) 受入企業の業務を担う実務経験が通算して3年以上ある者であること。

2 前項の事業については、当該助成金の交付申請をしようとする者（以下「交付申請者」という。）が次条第1項に定める助成対象経費に対する補助金等を国や県等からを受けていないこと、又は受ける予定がない場合に助成対象とする。

(助成対象経費等)

第5条 前条の事業における助成対象経費及び助成率、助成限度額については以下のとおりとする。

助成対象経費	令和3年4月1日から令和4年2月末日までの期間に支払った、県外から県内への移動に伴う副業・兼業プロ人材の交通費及び宿泊費 ただし、当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は助成対象外とする。 なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（県内の事業所等の所在地等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外とする。
助成率	助成対象経費の2分の1以内

助成限度額	県外副業・兼業プロ人材1人あたり50万円
助成対象人数	1事業者につき2人まで

- 2 この助成金の交付額は、助成対象経費に助成率を乗じて得た額とする。ただし、助成金の交付額は助成限度額を超えないものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(助成対象事業計画の提出)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、事業開始予定日の14日前または事業開始する日が属する年度の1月31日のいずれか早い日までに県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成事業計画書(様式第1号)及び添付書類各1部をセンター理事長(以下「理事長」という。)に提出し、理事長の事業の確認を受けるものとする。

- 2 事業計画書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 助成事業の実施計画兼実績報告書(様式第1号(別紙1))
  - (2) 会社概要(概要がわかる会社案内、パンフレット等)
  - (3) 旅費支給規定等

(助成金の交付申請)

第7条 助成金交付申請者は、助成対象事業終了日から30日を経過する日又は令和4年3月4日のいずれか早い日までに、県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成交付申請書兼実績報告書(様式第2号)及び添付書類各1部を理事長に提出するものとする。

- 2 交付申請書兼実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。
- (1) 前条により確認を受けた助成事業の実施計画兼実績報告書(様式第1号(別紙1))
  - (2) 誓約書(様式第3号)
  - (3) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書(様式第4号)
  - (4) 履歴事項全部証明書(申請日から3カ月以内に発行されたもので、複写でも可)
  - (5) 副業・兼業プロ人材の居住地を証する書類
  - (6) 税務署が発行する納税証明書(消費税及び地方消費税)及び県税事務所が発行する納税証明書(申請日から3カ月以内に発行されたもので、複写でも可)
  - (7) 労働保険料を支払ったことが確認できるもの(複写でも可)
  - (8) プロ人材の業務委託等に係る契約書の写し
  - (9) 交通費等の計算書、領収書及び支払い明細書等の写し
  - (10) 交通費等の支給された日の業務日報等の写し
  - (11) その他理事長が必要と認める書類

(助成金額の確定及び支払い)

第8条 理事長は、前条に規定する助成金交付申請書兼実績報告書を受けた場合は、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、要件に適合すると認められるときは、福島県と協議するものとする。

- 2 理事長は、福島県の承認が得られた場合は、交付決定するとともに交付すべき助成金額を確定し、県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付決定及び助成金額確定通知書(様式第5号)により交付申請者に通知するものとする。
- 3 交付申請者は、前項の規定による助成金額確定の通知を受けたときは、速やかに県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金請求書(様式第6号)を理事長に提出するものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による請求書を受領したときは、速やかに当該助成金を交付申請者に支

払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 理事長は、助成金の交付を受けた事業者（以下、「助成事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、期間を定めて、当該助成金全額の返還を命ずることができるものとする。

- (1) 法令、福島県条例及び規則、本要綱に違反したとき。
- (2) 当該助成金の申請内容に虚偽があったとき。
- (3) その他、理事長の指示及び命令に従わなかったとき。

(助成金の経理等)

第10条 助成事業者は助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を助成金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 助成事業者は、前第1項の証拠書類を助成金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間、理事長の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるように保存しておかなければならない。

(その他必要な事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年8月2日から施行する。

## 別表（中小企業等）

### 1 中小企業

下記の区分ごとの「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数（※）」のいずれかを満たす会社をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記の3業種を除く）	5,000万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

### 2 中堅企業

資本金10億円以下又は従業員（※）999人以下の会社（中小企業を除く。）をいう。

※「常時使用する社員の数」、「従業員」には、事業主、法人の役員、臨時の社員は含めない。ただし、パート、アルバイト等、名目は臨時であっても、解雇予告を必要とする人員は社員に含める。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

公益財団法人福島県産業振興センター理事長 様

所在地  
名 称  
代表者

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成事業計画書

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付要綱第6条の規定による助成事業計画書を下記のとおり提出します。

記

- 1 助成事業の実施計画兼実績報告書（様式第1号（別紙1））
- 2 添付書類（※添付した書類は、にレでチェックしてください。）  
会社概要（概要がわかる会社案内、パンフレット等）  
旅費支給規定等

3 助成事業に関する連絡担当者

事業者名			
担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

（注）本様式は、日本産業規格A4判で作成してください。

.....  
《拠点処理欄》

「副業・兼業人材マッチング」のサービス類型

- 大企業連携型  
エージェント型      プラットフォーム型  
顧問型

様式第1号（別紙1）

助成事業の実施計画兼実績報告書

1 業務従事者（副業・兼業プロ人材）

氏名（ふりがな）	( )
住所	
生年月日／年齢	昭和・平成 年 月 日 / 歳
現在の勤務先・職名	(住所) (勤務先) (職名)
職務経歴等	
従事期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( ヶ月)
プロジェクト内容 又は業務内容	
福島県における業務場 所（住所）	
福島県に移動して業務 を行う回数及び交通費 等（助成対象のみ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1か月 回（業務期間中 回）</li> <li>・ 1回当たりの往復交通費 円</li> <li>・ 宿泊した場合の1回当たりの宿泊費 円</li> </ul>

※当該人材が日本国外から県内へ移動する場合、又は1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費は含めない）の実費負担が1万円未満の場合は助成対象外とする。なお、交通費は出発地（原則として自宅）から福島県内の最初の目的地（事業所等の所在場所等）までの往復交通費で、公共交通機関利用料及び自家用車の高速道路利用料として、合理的な経路及び経済的な利用料金であること。レンタカー及び自家用車の燃料代等に要する経費は対象外とする。

2 助成事業に係る収支予算

（単位： 円）

支 出		収 入	
区分	金額	区分	金額
業務委託費 (又は人件費)		自己資金	
交通費等 (助成対象 のみ)		自己資金	
		助成金	
合 計		合 計	

(注1) 支出と収入の合計は一致するものであること。

(注2) 助成金額は、助成対象経費の2分の1以内（50万円が助成限度額）で、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

3 交通費等の内訳（助成対象のみ）

計 画			実 績		
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
月	往復交通	回	月	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	
合計	往復交通	回	合計	往復交通費	円
	宿泊	回		宿泊費	円
				旅行日	

(記入例) 宿泊を伴う場合 旅行日 ○日～△日 (□泊◇日)



年 月 日

公益財団法人福島県産業振興センター理事長 様

所在地  
名 称  
代表者

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付申請書兼実績報告書

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付要綱第7条の規定による助成金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 助成対象経費及び助成金交付申請額

助成事業に要した交通費等	金	円
助成金交付申請額	金	円

2 添付書類（※添付した書類は、□にレでチェックしてください。）

- 助成事業の実施計画兼実績報告書（様式第1号（別紙1））
- 誓約書（様式第3号）
- 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式第4号）
- 履歴事項全部証明書（申請日から3カ月以内に発行されたもの 複写でも可）
- 副業・兼業プロ人材の居住地を証する書類
- 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書（申請日から3カ月以内に発行されたもの 複写でも可）
- 労働保険料を支払ったことが確認できるもの（複写でも可）
- プロ人材の業務委託等に係る契約書の写し
- 交通費等の計算書及び交通費等の支払い明細書の写し
- 交通費等の支給された日の業務日報等の写し

3 助成事業に関する連絡担当者

事業者名			
担当者所属・役職・氏名			
電話番号		FAX番号	
Eメールアドレス			

（注）本様式は、日本産業規格A4判で作成してください。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

公益財団法人福島県産業振興センター理事長 様

住 所

事業者名

代表者名

印

### 誓約書

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金の交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

- 1 県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付要綱を誠実に遵守すること。
- 2 雇用保険適用事業所の事業者であること。
- 3 厚生労働省及び福島県が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから本助成金の交付申請を行う日の前日まで3年を経過していない事業者でないこと。  
また、助成金の交付申請を行った日から助成金の交付までの間、不正受給をした事業者でないこと。
- 4 労働保険料を滞納している事業者でないこと。
- 5 交付申請を行う日の前日から過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない事業者であること。
- 6 性風俗関連営業、接客を伴う飲食等営業、又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと。
- 7 税務署が発行する納税証明書（消費税及び地方消費税）及び県税事務所が発行する納税証明書において滞納していないことが確認できる事業者であること。
- 8 破産、清算、民事再生手続き若しくは会社更生手続き開始の申立てがなされていない事業者であること。
- 9 審査に必要な書類等を整備保管し、国や県並びにセンターが行う検査に協力すること。

## 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書

公益財団法人福島県産業振興センター理事長 様

- 1 私は、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、その他これらに準ずる者（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められる関係を有すること。
  - (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 私は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴センターの信用を毀損し、または貴センターの業務を妨害する行為
- 3 私は、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切である場合には、私は貴センターから請求があり次第、貴センターに対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁償します。
- 4 上記に関して不法行為があった場合は法的措置（民事・刑事）を講じられても構いません。

記入日 年 月 日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名又は  
個人事業主の氏名

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

様

公益財団法人福島県産業振興センター  
理 事 長 松 崎 浩 司

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金交付決定及び助成金額確定通知書  
年 月 日付けで申請のあった県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金  
について、交付申請書の内容を審査した結果、助成金を交付決定するとともに下記のとおり助成金  
の額を確定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

（事務担当：福島県プロフェッショナル人材戦略拠点 サブマネージャー ○○ ○○）

様式第6号（第8条関係）

年 月 日

公益財団法人福島県産業振興センター理事長 様

住 所

企業・団体名

代表者役職・氏名

県外副業・兼業プロフェッショナル人材交通費等助成金請求書

年 月 日付け 福産振第 号で交付決定のあったこのことについて、下記により  
金 円を交付して下さるよう請求いたします。

記

区分	金額
交付決定額 A	円
交付請求額 B	円

助成金の振込先

金融機関	
支 店	
口座種類	普通 ・ 当座
口座番号	
ふりがな 口座名義	

担 当 者 :

電話番号 :